

#入管法改悪 ってほんとなの？

～国際法から考えてみた～

—西村HCR (Nishimura High Commissioner for Refugees)—



西村ゼミ

①研究背景・意義

2023年6月に出入国管理及び難民認定法(入管法)が改正され、SNSでは「#入管法改悪」がトレンド入りする事態にまで発展しました

なぜ、「改悪」なのか?国際法上の問題点から解説します

Q. そもそも入管法って何回改正されてるの???

②近年の入管法の変化

※(年号は全て改正年)



③賛成と反対の意見

論点

入管法改正に伴う「難民申請への回数制限」

→そもそも日本は改正前でさえ、難民認定率が低い(約2%)

→本改正でさらに低下するおそれ。

改正前:回数制限なし

改正後:回数制限あり(3回)

[賛成派の主張]

在留を認めるべきでない人には認めない



[反対派の主張]

それでは救済できない人が増える
→回数制限を設けたことがノン・ルフールマン原則に違反している!



JIRA
日本弁護士連合会

④ノン・ルフールマン原則の解説

回数制限の設定

設定自体 : ノン・ルフールマン原則に違反するとは言えない



結果的 : ノン・ルフールマン原則違反になりかねない

ノン・ルフールマン原則とは?



✓難民条約 第33条1項

: 難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない

例外規定

受け入れ国にとって危険な者
(同条約33条2項)

重大な犯罪で
有罪になった者
(同条約33条2項)

→抽象的、締約国の解釈次第

改正入管法上、退去可能な者

- ✓ 3年以上の実刑に処された者
- ✓ テロリスト等
- ✓ 3回目以降の難民認定申請者



⑤結論

①回数制限そのもの≠ノン・ルフールマン原則違反

→難民認定基準を回数制限によって狭めたことは、結果的にノン・ルフールマン原則違反に抵触しかねない

②政府は在留を認めるべき人には認めている。

→実際、別の条項である「補完的保護」に関しては、議論なし

但し、国際法上疑問が残るのは…

- ・難民申請3回目以降の方が、ノン・ルフールマン原則の例外に当たるのか。
- ・国外の犯罪者は、日本国内でも「犯罪者」に該当するのか

日本政府は難民政策について、国際法の解釈を明確にすべきである。

REFERENCES.

- 浅田正彦(2022)『国際法』(第5版)東信堂。
<https://refugeestudies.jp/2023/05/research-oylum-authorities/>
- UNHCR, 難民の権利と義務, (https://www.unhcr.org/jp/right_and_duty/) (最終閲覧日: 2023年10月31日)。
- 法務省 出入国在留管理庁『入管法改正案について』
https://www.moj.go.jp/iso/laws/bill/05_00007.html (最終閲覧日: 2023年10月31日)。
- 日本弁護士連合会『改正入管法の成りを受けての会長声明』[[nichimeiben.or.jp](https://www.nichimeiben.or.jp/)] (最終閲覧日: 2023年10月31日)。
- Amnesty International『日本: 国連特別手続の専門家らの共同書簡を受けてのNGO共同プレスリリース』[www.amnesty.or.jp] (最終閲覧日: 2023年10月31日)。
- e-Gov法令検索 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326C00000000319_20230616_505AC0000000063 (最終閲覧日: 2023年10月31日)。
- 日本法令索引 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)
<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawid=0000043964¤t=2> (最終閲覧日: 2023年10月31日)。